

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の理事会に関し必要な事項を規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2 定例理事会は、年2回定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 定款第22条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は、法令、定款又は第3項に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段による招集の請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなけ

ればならない。

- 2 前項の書面の通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が理事会を欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。
(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

- 2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告には適用しない

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印又は電子署名をしなければならない。

第4章 理事会の権限

(権限)

第14条 理事会は、本協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長、副理事長及び常任理事の選定並びに解任を行う。

(決議事項)

第15条 法令及び定款に規定するもののほか、理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則（社員総会において決議すべきものを除く。）の制定、変更及び廃止
- (2) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- (3) 重要な事業その他の争訟の処理
- (4) その他理事会が必要と認める事項

第5章 常任理事会

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

- 2 常任理事会は、理事長が招集する。
- 3 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、理事会決議のあった日（平成25年7月9日）から施行する。